

(表)
茨城県水源地域保全条例
水源地域指定地区

結城市

上成、大木、鹿窪、
上山川、七五三場、
新宿新田、武井、
田間、東茂呂、
北南茂呂、矢畑

私たちの生活に欠かせない豊かな水資源は、水源地域の森林により育まれています。その恩恵を将来にわたって利用できるよう、平成24年から茨城県水源地域保全条例が施行されました。これに基づき、左表の地区について、森林の土地の売買などの契約を行う場合は、事前に茨城県知事への届出が必要です。

茨城県水源地域保全条例

この場合の伐採とは、立っている樹木の根元から切ることを言い、枝打ちは入りません。また、樹木の生育を妨げる雑草木、竹の刈払いは含まれません。

森林整備計画

森林整備計画は、長期的な森林の保護や整備に関する事項が定められており、平成24年から現在の計画を運用しています。市内の民有林を計画区域と定めているため、たとえ個人所有の森林であっても大部分が計画区域となっており、森林を伐採する際は、届出が必要ながあります。

森林取得による届出

森林の所有者が分からないと、行政が森林所有者に対して助言ができないなどのことから、売買や相続などにより森林の土地の所有者となった方は市への事後届出が義務付けられました。ただし、この届出により、土地の所有権が確定されるものではありません。

森林の伐採について

無秩序な林地開発や森林機能損失を防止するため、森林面積がおおむね1,000㎡以上のところで伐採を行う場合には、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要な場合があります。事前に手続きが必要かどうか市へ確認をお願いします。また、大規模な伐採の場合は、茨城県知事の許可が必要です。

身近なみどり整備推進事業

減少と荒廃が進んでいる平地林や里山林について、地域住民が主体となった森林整備と保全を進めるため、森林環境湖沼税（県税）を活用した支援があります。これにより、通学路沿道の森林整備、憩いの場として活用するための森林整備などに活用することができまます。なお、10年間の下草刈りなどの維持管理を必要とするなど、条件は問合せください。

身近なみどり整備推進事業実施例（市内）



整備前（下草刈り、整理伐を実施）



整備後（イベントなどで活用）

市農政課 ☎34-0419

【森林の取得・伐採について（市ホームページアドレス）】
<http://www.city.yuki.lg.jp/page/page000485.html>

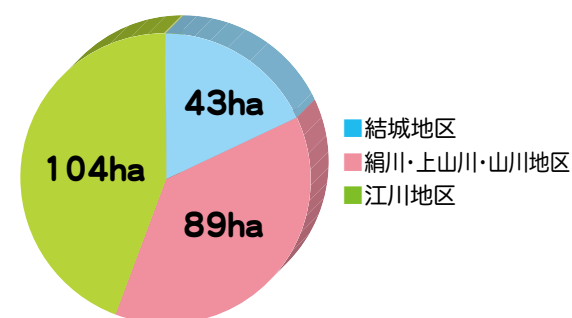


森は勝手に切っているの？

森林は、さまざまな働きを通じて地域の社会、経済を支える大切な存在です。また、地球温暖化の防止、環境保全や動植物の生息の場など、多くの機能を持っています。これら森林は、大きく分けると国有林と民有林に分けられます。国有林は文字どおり国が所有する森林ですが、民有林は、個人・法人などが所有する私有林と県や市が所有する公有林に分けられます。市では、これら民有林（左図）について森林整備計画を定め、森林の保護や整備などを行っています。

今回は、森林整備計画などに係る届出についてご紹介します。

(図) 結城市の森林 (236ヘクタール)



結城市の総面積は 6,584 ヘクタール。
森林面積の割合は 3.6%
(1ヘクタールは 10,000㎡)